

大切な子ども達をみんなで守りましょう！

児童虐待は子どもに対する最も重大な人権侵害です！

児童虐待であるかどうかは、親の意思とは無関係です。子ども自身が苦痛を受けているか、子どもにとって有害かという、子どもの立場最優先の観点から判断されます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

現代の子育て環境は、核家族化などにより地域社会から孤立している家庭が多く、密室空間で相談相手もないまま育児ストレスを抱えている保護者が増加しているといわれています。

子育てに熱心なあまり厳しくしつけるつもりで体罰を与えたり、経済的に苦しく昼夜問わず働いた結果、子どもを放置した状態になったりしているのも虐待です。これらの保護者の多くはそれが虐待だと気づいていません。また、イライラする感情を止められなかったり、従わせようと体罰を繰り返したりして虐待が起きていることがあります。

児童虐待とは？

身体的虐待

- 打撲傷、あざ、やけどなどの外傷の残る、またはその恐れのある暴行
 - 首を絞める、溺れさせる、戸外に締め出すなどの行為
 - 意図的に子どもを病気にさせる
 - 泣きやまないことに腹を立て、激しく揺さぶる など
- (詳しくは18ページをご覧ください)

ネグレクト(育児放棄)

- 適切な食事を与えない
- 身体や環境をひどく不潔なままにする
- 病気になっても受診させない
- 家や車に残したまま外出する
- 同居人による虐待行為を放置する など

心理的虐待

- 言葉による脅かしや脅迫
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を取る
- 他のきょうだいと著しく差別する
- 子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など

性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為の強要
- 性器を触ったり触らせたりする
- 性器や性交を見せる
- ポルノの被写体にする など

子どもを 虐待から守る ための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)(通告は義務=権利です)
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断します)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行してください)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命を守ることが最優先です)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる(虐待は決してまれなことではありません)

これって「しつけ」？それとも「体罰」？

子どものしつけをする際に、体罰を含めた虐待をすることは法律で禁止されています。体罰を受けている子どもは恐怖感からすぐに従いますが、極度のストレスと苦痛を感じています。本来、しつけは「集団社会のルールを教え、できるようにサポートすること」で、行き過ぎたしつけは虐待といえます。

児童虐待かも…と思ったら

確証がない、実際には見ていないなど、本当に虐待かどうかわからないケースもあります。しかし、「虐待かも…」と少しでも思ったのであれば、その親子に対してあなた自身が何かしらの心配を感じたということです。

それを無かったことにしないでください。

<例えば>

子どもが癇癢(かんしゃく)などを起している声とは違う尋常でない叫び声がする。

怒鳴りつけるような大人の声、毎日数時間泣いている子どもの声がきこえる。

寒空の下、はだしや薄着でベランダや玄関前にいる子どもの姿がある。

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9

※全国共通ダイヤルに電話をかけると、発信された電話の市外局番等から当該地域を特定し、管轄する児童相談所に電話を転送します。

通告=逮捕、となるわけではありません

虐待があったかどうかの判断は通告を受けたあとに専門機関が慎重に行います。実際に虐待が起こっていないくても、困難さや悩みを抱えた親子からSOSが出ている可能性があります。ためらわずに通告してください。

問い合わせ

前橋市保健センター内 こども支援課
家庭児童相談係 電話 027-220-5702

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで！乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っていますか？

揺さぶられ症候群とは??

赤ちゃんが激しく揺さぶられることにより起こる、重症の頭部損傷のことをいいます。

①赤ちゃんは首の筋力が弱く、頭も重いので、自分の力で頭を支えることができません。

②赤ちゃんの頭は、ぎっしり脳がつまっているわけではなく、空間があります。

そのため、激しく(強く早く)揺さぶられると、脳が頭の中で打ちつけられ、損傷を受けてしまうのです。

症状は？

- ・元気がなくなる
- ・機嫌が悪くなる
- ・頻回に吐く
- ・けいれん
- ・呼んでも反応がない
- ・呼吸が苦しそう

➡ 受診を!!



揺さぶりを起こすきっかけの多くは、泣きやまない赤ちゃんをなんとかして泣き止まそうとすることで、イライラしてしまい、自制心がなくなってしまうことにあります。

赤ちゃんが泣いた時は、授乳したり、オムツを替えたり、あやしたり、外に出てみたり、抱っこしてみたりと、色々を試してみましょう。

しかし、色々しても泣き止まない時もありますよね。そんな時は…

揺さぶられ症候群を起こさないために

★親子だけの密室にならないこと

- ・赤ちゃんを安全な場所において離れる。
- ・好きな音楽を聴いたり、お茶を飲んだりしてリラックスする。
- ・深呼吸する。

★SOSを発信すること

- ・家族・友達に連絡をし、話を聞いてもらう。
- ・保健センターにもお気軽にお電話ください。

※誰かと話すことで、気持ちが落ち着くこともあります。



各種子どもに関する相談先等一覧表

子育ての不安や悩みごとなどに関する相談機関がたくさんあります。一人で悩まないでお気軽にご相談ください。
相談は一切無料です。

相 談

相談機関名	相談内容	電話番号	開設
妊娠、出産、育児における総合的な相談や切れ目のない支援の窓口			
前橋市こども家庭センター	妊娠、出産、子育てに関する総合相談 家庭児童に関する相談 保育施設に関する相談	027-220-5710 027-223-4148 027-220-5705	平日 8時30分～17時15分
乳幼児の健康・発育・子育て等に関することを相談する			
こども支援課 地域子育て係 こども健診係 おやこ健康係	乳幼児の健康や育児に関する相談 健康診査に関すること	027-212-8337 027-220-5703 027-220-5704	平日 8時30分～17時15分
こども発達支援センター	こどもの発達に関する相談	027-220-5735	平日 8時30分～17時15分
子育て給付係	児童手当、児童扶養手当 ひとり親に関する相談支援 母子父子寡婦福祉資金貸付	027-220-5701	平日 8時30分～17時15分
家庭児童相談係	児童虐待、家庭児童相談	027-220-5702	平日 8時30分～17時15分
つぼみの部屋(たんぽぽ学園)	乳幼児の発育に関する相談 (小2まで)	027-269-3620	土 10時～12時 面接相談は随時受付
聴覚障害支援センター (群馬県立聾学校内)	お子さんの聴覚についての相談	027-223-3233	平日 9時～17時
視覚障害支援センター 『目の相談』(群馬県立盲学校内)	お子さんの視覚についての相談	027-224-0003	平日 9時～16時30分
小学校入学に向けた不安や心配について相談する			
前橋市総合教育プラザ 幼児教育センター (電話相談・面接相談)	就学期の心・体・ことばに心配の あると思われる幼児の教育相談・ 就学相談	027-210-1234 (相談専門)	平日 9時～17時
小学校入学後に言葉や発達について相談する			
注	桃井小学校言語指導教室	言葉についての相談	平日 9時～12時 面接相談は予約制 ※時間内であっても職員が指導 中のため相談をお受けできな い場合があります。
	桃瀬小学校言語指導教室		
	桃井小学校情緒指導教室	発達・情緒についての相談	

※相談を希望するときは、電話であらかじめお問い合わせください。

相談機関名	相談内容	電話番号	開設
こころの健康・病気・発達障害のことを相談する			
前橋市保健予防課 こころの健康係	こころの悩みに関する相談	027-220-5787	平日 8時30分～17時15分
中央児童相談所		027-261-1000	平日 8時30分～17時15分
こどもホットライン24	18歳未満の児童に関する相談に応じ、児童や保護者にもっとも適した援助や指導を行います	0120-783-884 携帯からは 027-263-1100	電話 24時間受付 メール相談 kodomo-soudan@pref.gunma.lg.jp (回答までに数日かかることもあり)
群馬県こころの健康センター 相談ダイヤル	こころの悩み、児童思春期等の相談	027-263-1156	平日 9時～17時
不登校・いじめなど、学校生活のことを相談する			
前橋市総合教育プラザ プラザ相談室	小学1年生～25歳未満を対象に、学校、友達、家庭、勉強、進路などの相談	027-230-9090	月～金 10時～17時 (祝日・年末年始除く) 面接相談は予約制
群馬県総合教育センター 子ども教育・子育て相談	学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、教育や子育てに関するあらゆる相談	0270-26-9200	月～金 9時～17時 土(第2・4) 9時～15時 (祝日・年末年始除く)
群馬いのちの電話		027-221-0783	毎日 9時～0時 第2・4金 24時間
こどもの人権110番		0120-007-110	平日 8時30分～17時15分
教育支援教室	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導・支援を行う教育支援センターです	027-234-5210 027-285-5345 027-288-5500 027-212-4039	平日 9時～15時30分
にじの家 かがやき あすなろ かけはし			
チャイルドライン	18歳までの子どもの相談	0120-99-7777	毎日 16時～21時(年末年始除く)
こどもの人権110番 (前橋地方法務局内)	差別・いじめ・嫌がらせ等人権に関する問題	0120-007-110	平日 8時30分～17時15分
前橋市いじめ相談ダイヤル	いじめに関わる相談、学校生活での悩み等	027-212-0130	平日 9時～17時

※相談を希望するときは、電話であらかじめお問い合わせください。

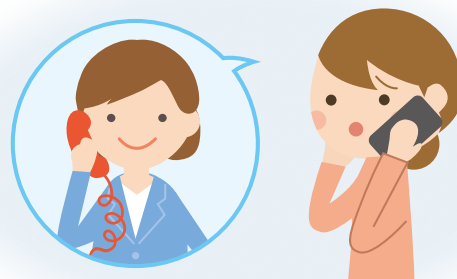
24時間子供SOSダイヤル

いじめに悩んだら、心配な友達がいたら、いつでも話をきくよ

なやみいおう

0120-0-78310

※保護者の方も、相談できます。24時間、通話無料で相談できます。



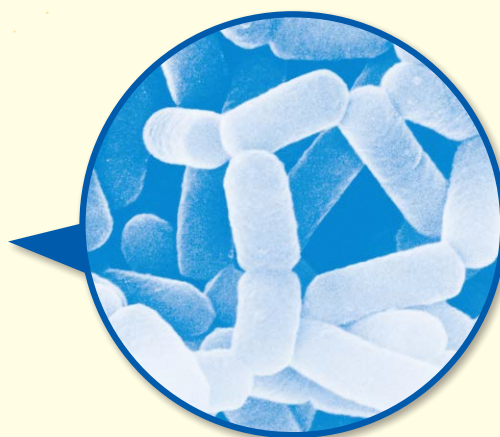
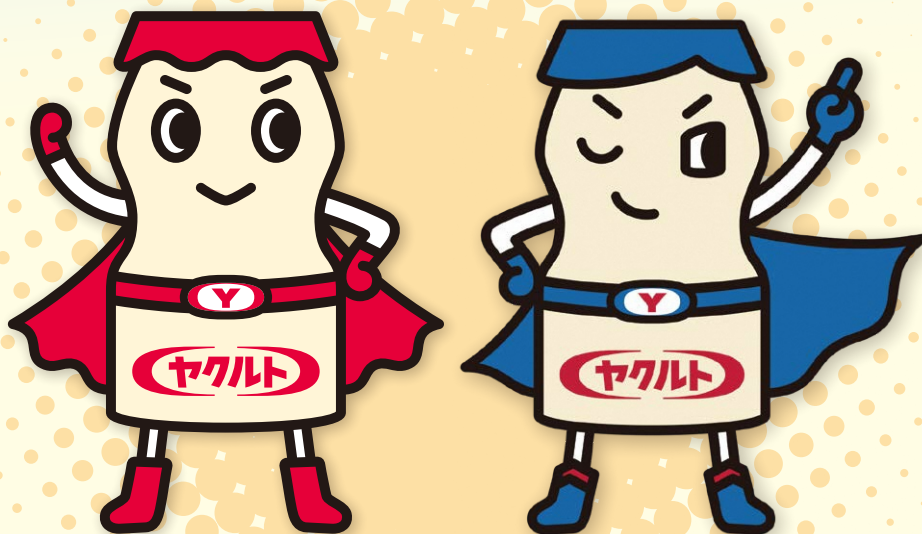
群馬県総合教育センター 子ども教育相談室

相談機関名	相談内容	電話番号	開設
非行や問題行動のことを相談する			
少年サポートセンター	非行や問題行動についての相談	027-289-6610	平日 8時30分～17時15分
法務支援センターぐんま		027-233-7552	平日 9時～12時15分 13時～17時
ひきこもりの悩みを相談する			
前橋市保健予防課 こころの健康係	ひきこもりについてご本人や ご家族からの相談	027-220-5787	平日 8時30分～17時15分
ひきこもり支援センター		027-287-1121	平日 9時～17時
発達障害の特性理解と適切な対応を相談する			
発達障害者支援センター	発達障害のある方への支援を 総合的に行うことを目的とした 専門的機関	027-254-5380	平日 9時～17時15分 (要予約)
子どもの急な病気に関すること			
子ども医療電話相談	子どもの急な病気に関すること	#8000	月～土 18時～翌朝8時 日・祝日・年末年始 8時～翌朝8時
その他の悩みを相談する			
前橋市保健センター内こども支援課 (母子父子自立支援員)	母子(父子)家庭の各種相談を お受けしています	027-220-5701	平日 9時～16時
男女共同参画電話相談	日々の生活の中で抱えている 様々な悩みに関する相談	027-898-6520	平日 9時～17時
前橋市DV電話相談	配偶者や交際相手等からの 暴力でお悩みの方からの相談	027-898-6524	月～金 9時～17時 土・日・祝日・年末年始除く
群馬県女性相談センター	夫(妻)パートナーからの暴力、 夫婦・家族のことでお悩みの方 からの相談	027-261-4466	平日 9時～19時30分 土曜日 10時～17時 日曜日 13時～17時
ぐんま男女共同参画センター 「とらいあんぐるん相談室」	家庭生活における家族間の役割 や協力関係、女性の自立や能力の 発揮、性差に関する悩みなどの相談	027-224-5210	火・水 9時～12時、 金・日 13時～16時 祝日・年末年始除く

※相談を希望するときは、電話であらかじめお問い合わせください。

人も地球も健康に
Yakult

乳酸菌 シロタ株で 健康なカラダづくりを



乳酸菌 シロタ株

群馬ヤクルト販売株式会社

前橋市高井町1-7-1



0800-700-8960

受付時間：9:00～17:00（土・日曜日・祝日は除く）

保育施設

保育施設ってどんなところ？

保育施設(保育所(園)・認定こども園の保育部分等)は、保護者の事情でお子さんを家庭で保育できない時に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育するところです。

お子さんが良い環境の中で心身共にたくましく、健やかに成長することを願い、年齢にふさわしいカリキュラムや楽しい行事を取り入れるなどし、それぞれの保育施設で工夫して保育を行っています。

どんな事情の時に入所(園)の申し込みができるの？

育児にあたる人が下記のいずれかの事由に該当する場合

- ① いつも外で働いている。 ② いつも家で家事以外の仕事をしている。
- ③ 妊婦、または出産後間がない(産前・産後あわせて4か月)。
- ④ 病気やけがをした。 ⑤ 同居家族の介護をしている。
- ⑥ 災害に遭い復旧にあたっている。 ⑦ 求職活動をしている。
- ⑧ 就学している。 ⑨ 虐待やDVを受けている。

なお、保護者が前橋市に居住し、住民登録をしていること、保育施設での集団生活に支障がない児童であること等が要件となります。

保 育

保育時間や入所(園)年齢はどうなっているの？

前橋市には認可保育施設が86か所あります。

- ① 最小受入れ年齢は、施設によって異なります。
- ② 産休明けとは、生後8週間を経過した乳児のことです。
- ③ 保育時間は8時から16時までの間ですが、早朝、延長保育を行っている保育施設も多数ありますので、詳細については41・42ページをご覧ください。

申し込みの手続きは？

翌年の4月から入所を希望される方、産休・育休明け後に職場に復職するため年度途中からの入所を希望される方は、前年の9月から10月に手続きができます。申し込み時期が近づきますと「広報まえばし」や市ホームページに詳しい内容が掲載されますのでご確認ください。また、募集終了後、5月1日以降の途中入所(園)希望の場合は、こども施設課で申し込みができます。

入園を希望する際には、お子さんの年齢や保育の必要性などに応じた認定を受ける必要があります。

認定こども園ってどんなところ？

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの機能を生かしながら、その両方の役割を果たし、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供する施設です。

【幼保連携型】

幼稚園(学校)及び保育所(児童福祉施設)としても法的位置づけを持つ単一の施設として認可された施設

【幼稚園型】

認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設

【保育所型】

認可保育所が、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設

申し込みの手続きは？

保育部分の利用申し込みは、保育所（園）と同じですので、22ページを参照してください。また教育部分の利用申し込みは、幼稚園と同じですので、各施設（42ページ）にお問い合わせください。

入園を希望する際には、お子さんの年齢や保育の必要性などに応じた認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化

保育料

3歳未満児の保育料は、保育施設へ入所（園）する児童の父母（同居の祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等も含む）の入所年度の前年度、当年度の市町村民税の額により決定します。3歳児から小学校入学前まで（0～2歳児までは住民税非課税世帯）の児童の保育料は無料です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705

第3子以後の保育料等の無料化・軽減化事業

第3子以後の児童を対象に保育所（園）、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の保育料等を無料化・軽減しています。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705

新制度未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園

【入園料・保育料】

満3歳（3歳になった日）から、月額25,700円（国立大学附属幼稚園は8,700円）を上限として無償化されます。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

【副食費】

年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全世帯の第3子以後の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が月額4,700円を上限として無償化されます。

【預かり保育等】

「保育の必要性の認定」を受けた方が対象です。幼稚園の利用料に加え、月額11,300円を上限として無償化されます。幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準でない場合に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化されます。

※無償化には、幼稚園を通して市に申請が必要となります。利用される幼稚園からの案内をご確認ください。

預かり保育事業

認定こども園を幼稚園として利用しているまたは、給付型幼稚園を利用している子どものうち、「保育の必要性の認定」を受けた子どもが対象です。幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等

認可保育施設に在籍せず、対象施設を利用している3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども及び、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもが対象です。ただし、無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」が必要です。

【対象施設】

- ・都道府県等に届出をした認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

【無償化となる利用料の上限】

- ・3歳児から5歳児クラスまでの子どもたち 月額37,000円
- ・0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたち 月額42,000円

※「保育の必要性の認定」を受け、対象施設を利用した場合、無償化の対象とするためには請求が必要です。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705、027-220-5706

その他の保育制度は

休日保育

日曜・祝日に父母が勤務しなければならず、祖父母も仕事や病気のため、休日に保育することができないときに利用できる制度です。

〈対 象〉 前橋市内に所在する認可保育所、認定こども園に入所中(2号・3号認定)で、保護者が就労等の理由により日曜日及び祝日に保育できない児童。

〈実 施 施 設〉 前橋東保育園 電話 027-221-5001
大胡第3こども園 電話 027-284-0055

※上記の保育施設以外の保育施設に入所中の児童も利用できます。

〈利 用 料〉 無料

ただし、休日保育を利用する場合は、週1日以上利用しない日(代替休日)を設けてください。

問い合わせ ご利用につきましては、上記実施施設へ直接お問い合わせください。

一時預かり

普段は家庭で保育できるお子さんについて、

- パート等で週2～3日保育が必要になった
- 保護者や親戚の病気の看病等で急に保育できなくなった
- 少し育児のことを忘れてリフレッシュしたい

といったときに、週3日程度、または月14日程度の期間で利用できる制度です。

〈実 施 場 所〉 保育所(園)一覧または認定こども園一覧でご確認ください。

〈利 用 料〉 各保育施設により異なります。直接保育施設にお問い合わせください。

問い合わせ ご利用につきましては、上記実施施設へ直接お問い合わせください。

管外保育

前橋市に居住している方で、一定の条件を満たせば、前橋市外の保育施設に申し込むことができます。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705

病児・病後児保育

お子さんが病気の治療中または回復期で集団保育等が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭保育ができない時に、一時的に専用施設でお預かりします。

〈対象〉 次のいずれの条件にも該当するお子様です。

- ・生後8週間～小学校3年生までの児童
- ・市内に住所を有する児童、または市外に住所を有するが市内に勤務先を持つ保護者の児童
- ・保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等、家庭において保育が困難な児童
- ・病気の治療中または回復期で、病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認めた児童

〈実施施設〉 ①群馬県済生会前橋病院 病児・病後児保育施設「おひさまの家」

(上新田町632-3 群馬県済生会前橋病院敷地内 電話 027-252-6039)

②前橋赤十字病院 病児・病後児保育施設「たんぼぼ」

(朝倉町389-1 前橋赤十字病院敷地内 電話 027-225-5264)

③かなざわ小児科クリニック 病児・病後児保育施設「おれんじ」

(幸塚町90-1 かなざわ小児科クリニック敷地内 電話 080-7151-0313)

④大胡第2こども園 病児・病後児保育施設「大胡チャイルドサポート」

(堀越町1390-2 大胡第2こども園敷地内 電話 027-212-1551)

〈保育時間〉 「おひさまの家」 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)の8時～18時まで(延長はできません)

「たんぼぼ」 月曜～金曜(祝日・年末年始、創立記念日3/23を除く)の8時～18時まで(延長はできません)

「おれんじ」 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時30分まで(延長はできません)

「大胡チャイルドサポート」 月～土曜(祝日・年末年始を除く)の8時～18時まで(延長はできません)

〈利用定員〉 1日4名(施設の都合で利用人数を制限する場合があります)

〈利用料〉 日額2,000円(生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は補助があります)

〈利用申込〉 各実施施設にお問い合わせの上、直接希望先にお申し込みください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5706

※詳しくは前橋市ホームページ等をご覧ください。

保
育

ショートステイ 短期入所生活援助事業

保護者が病気等の都合などで養育できない場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる制度です。

〈事由〉 保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張等

〈期間〉 要相談 原則7日以内

〈利用料〉 日額0円～5,350円

保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5702

トワイライトステイ 夜間養護事業

保護者の仕事等の理由により、夜間に不在となる家庭の児童(2歳以上)を、児童養護施設において夜間預かる制度です。

〈事由〉 上記の理由で、保護者が児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合

〈期間〉 要相談 利用時間は、夕方～21時

〈利用料〉 日額0円～750円

保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5702

遊びに来ませんか

ひよこクラス(育児交流会)

子育てを始めたばかりのお母さん向けの教室です。

- 〈対 象〉 2～3か月のお子さん(第1子)がいるお母さん ※参加は1回のみ
〈会 場〉 前橋市保健センターまたは前橋市第二コミュニティーセンター
〈内 容〉 保育士による親子のふれあい遊びの紹介、お母さん同士の情報交換等。

詳細はホームページでご確認ください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5704

地域子育て支援センター

市内各地域の保育施設や児童館において、子育て家庭を支援する次のような各種事業を行っています。

- ①子育て親子等の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に関する相談・援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 - ⑤地域支援活動の実施
 - ⑥妊婦応援活動の実施
- (具体的な行事内容は、各実施施設で決めています。)

- 〈実 施 施 設〉 保育所(園)一覧、認定こども園一覧または、児童館一覧でご確認ください。
〈利 用 料〉 各実施施設にご確認ください。
〈利 用 申 込〉 各実施施設にお問い合わせの上、直接希望先にお申し込みください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5706

元気保育園子育て応援事業

妊婦さんや子育て中の親子(おおむね3歳までのお子さんを育てている方で、保育所等に預けていない方)が希望する保育所(園)に登録すると手軽に子育て応援サービスを受けられます。

- 保育士と一緒に出産や子育ての話をしませんか
 - 抱っこやおむつ替えなどの体験、入園しているお友達と一緒に遊ぶ保育所(園)行事に参加してみませんか
- ※詳しい内容については各保育所(園)にお問い合わせください。

〈利 用 申 込〉 各実施保育所(園)にお問い合わせの上、直接希望先にお申し込みください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705

社会福祉協議会の子育てサロン

子育て中(主に保育所(園)・認定こども園・幼稚園入園前)の保護者と子どもの交流の場です。それぞれの地域に、地域の人が開催し社会福祉協議会が支援している子育てサロンがあります。

問い合わせ 前橋社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 (前橋市総合福祉会館3階) 電話 027-237-1142

おもちゃの図書館

おもちゃの図書館は発達の違いや障害のある子どもたちが、楽しく遊ぶことができるようにとの願いから発展した活動です。現在は障害のある子もいない子も一緒に遊び交流する場となっています。また、子育てに悩む保護者の方を支援しています。

〈開館日時〉 第1・3土曜日の午後 13時30分～16時

問い合わせ 前橋総合福祉会館1階 前橋市日吉町二丁目17-10
前橋市おもちゃの図書館 電話 027-232-3848

子育て・親子支援

乳幼児や小中学生の保護者を対象に、子育てに役立つ学びの場や仲間作りの場を提供する講座を開催しています。公民館に皆で集って体験・学習する講座の他にも、オンラインや動画を活用した講座等、親子で楽しく学べるバラエティーに富んだプログラムをご用意しておりますのでぜひご参加ください。

〈参加対象・内容〉 各公民館で異なりますので、ホームページをご覧ください。各公民館にお問い合わせください。

問い合わせ 各公民館又は生涯学習課 電話 027-210-2198

交
流

公民館	電話番号	公民館	電話番号
中央公民館	027-210-2199	上川淵公民館	027-265-0455
下川淵公民館	027-265-0651	芳賀公民館	027-269-6724
桂萱公民館	027-261-0111	東公民館	027-251-2598
元総社公民館	027-251-2243	総社公民館	027-251-4933
南橋公民館	027-231-2376	清里公民館	027-251-9005
永明公民館	027-261-1550	城南公民館	027-268-2111
大胡公民館	027-283-0118	宮城公民館	027-283-6886
粕川公民館	027-285-3311	富士見公民館	027-288-6111

前橋市児童文化センター

児童文化センターは、子どもたちの科学や文化芸術への理解と関心を高め、心身の健全な育成を図るために設置された、「学び」と「遊び」の活動交流拠点です。

訪れた子どもたちにとって、いつ来ても「ふしぎがいっぱい」「遊びがいっぱい」「体験がいっぱい」の施設を目指し、さまざまな事業を行っています。

〈事業案内〉 プラネタリウム、ゴーカート、足ふみカート、停本所、各種教室など

〈休館日〉 月曜日(休日の場合は翌日)、毎月第2木曜日(休日の場合は翌日) 12月29日～1月3日

〈開館時間〉 9時～16時30分まで(夏休み期間は17時まで延長)

(プラネタリウムの上映時間、ゴーカートの運行時間はホームページをご覧ください、お問い合わせください)

〈入館料〉 無料(プラネタリウム、ゴーカートは有料。詳しくはホームページをご覧ください、お問い合わせください)

問い合わせ 西片貝町五丁目8 電話 027-224-2548

児童館

児童館はお子さんたちや親子の遊びの拠点となり、お子さんの健康を増進し情操を豊かにするための施設です。年間を通じ遊びや文化行事を中心に様々な行事や教室を行っています。また、幼児サークル、母親クラブなど自主団体の活動の場としてお母さん達の集いの場所にもなっています。

名称	所在地	電話番号	地域子育て	その他
日吉児童館	日吉町二丁目17-10 (総合福祉会館内)	233-5122	○	● 開館時間 10時～17時 ● 休館日 日曜日・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日)
朝倉児童館	朝倉町170-3	265-1955	○	
大友児童館	大友町一丁目8	251-1337	○	
下小出児童館	下小出町二丁目15	233-2622	○	
かすかわ児童館・ 高橋建築設計事務所 げんき館	粕川町込皆戸526	285-4000		
ふじみじどうかん	富士見町小暮814	288-2898		
ふじみじどうかんアリス(分館)	富士見町原之郷1758	288-6736		

中央児童遊園〔るなばあく〕(指定管理者:Made in MAEBASHI コンソーシアム共同企業体)

前橋公園内にある遊園地で、飛行塔、メリーゴーランド、豆自動車など子どもたちが楽しめる遊具があります。

〈開園時間〉 3月～10月 9時30分～17時 / 11月～2月 9時30分～16時

〈休園日〉 火曜日(但し、春休み・夏休み期間は開園しています)

〈入園料〉 無料

〈利用券〉 普通券 50円 回数券 500円(11枚)

問い合わせ 大手町三丁目16-3 電話 027-231-6774



赤城少年自然の家(指定管理者:株式会社NSP群馬)

赤城大沼湖畔に立つ研修施設です。キャンプやツリーイング、冬のスキー教室やスノーシューなどの自然体験イベントを開催しています。

問い合わせ 富士見町赤城山1-2 電話 027-287-8227



おおさる山乃家(指定管理者:NPO法人まえばし農学舎)

赤城山大猿川のほとりに立つ林間研修施設です。バーベキューやキャンプ、様々な自然体験ができる施設です。

問い合わせ 粕川町中之沢492-1 電話 027-285-6151



前橋プラザ元気21 2階 こども交流プラザ 本町二丁目12-1

子育てひろばプレイルーム

「プレイルーム」は子どもと保護者が一緒に遊ぶことのできるスペースです。室内で身体を動かして遊ぶことができるほか、情緒教育に良いおもちゃなどたくさんの遊具があります。

〈開館時間〉 10時～18時(1回50分利用・入替制)

〈休館日〉 毎週水曜日(祝日の場合は翌日休館)及び年末年始

〈利用料金〉 1歳～12歳までの児童1人あたり1回(50分利用)100円 (保護者等の付添人は無料)

問い合わせ 電話 027-210-2258

子育てひろば親子元気ルーム

子育て親子の交流や子育てアドバイザーによる悩み相談、0～3歳児向けの「親子元気あそび」などを行っています。専門のアドバイザーは「こんなときどうすればいいのだろう?」といった疑問や悩みに応じて答えてくれます。また、参加した親同士の交流もコーディネートしています。同じ悩みを抱える親同士で会話することも子育ての不安の解消に効果的です。

〈開館時間〉10時～18時(子育て相談は16時まで) ※混雑時は入替制となります。

〈休館日〉毎週水曜日(祝日の場合は翌日休館)及び年末年始

〈利用料金〉無料

問い合わせ 電話 027-210-2268

前橋こども図書館

ユニークな書架や森林機関車のオブジェなどを置き、乳幼児から本に親しめます。また、子育て支援図書コーナーや視聴覚コーナー、和風・洋風の二つのおはなしの部屋、展示コーナー、ねころびコーナーなどを設け、おはなしの会などのイベントを開催しています。

〈開館時間〉10時～18時

〈休館日〉毎月第4水曜日、特別整理期間、6月・12月の第1月曜日、年末年始(12/29～1/4)

〈利用カードを作るには〉

前橋市・高崎市・玉村町・伊勢崎市・渋川市・吉岡町・榛東村に住所がある人⇒運転免許証や保険証など、「住所」「氏名」「生年月日」が確認できるものをお持ちください。

前橋市に通勤・通学している人⇒運転免許証や保険証など本人が確認できるものと前橋市内に在勤・在学していることが分かる書類または社員証・学生証などをお持ちください。

利用カードは、前橋こども図書館・市立図書館・分館で共通に使えます。

問い合わせ 電話 027-230-8833



交
流

市内のこども食堂

こどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う団体です。

市内で活動するこども食堂の最新情報は前橋市ホームページをご確認ください。

※市内全てのこども食堂を網羅しているものではありません。

※団体によっては活動を休止、終了している場合もあります。

※こども食堂の実施状況やその他詳細については、各団体へお問い合わせください。



病気や障がいのあるお子さんのために

※ここで掲載させていただきましますのは、あくまで制度の紹介です。

全てが該当する訳ではありませんので、申請される前に必ずご確認ください。

※18歳以上の方の障害施策についてもたくさんあります。詳細は下記「問い合わせ」へお願いします。

手帳関係

身体障害者手帳の交付

身体障害のある方が各種の福祉制度を受けるために必要な手帳です。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

療育手帳の交付

知的障害のある方が各種の福祉制度を受けるために必要な手帳です。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のある方が各種の援護を受けるために必要な証票として交付されるものです。

問い合わせ 前橋市保健所内 保健予防課 電話 027-220-5787

医療制度

福祉医療(重度心身障害者)

医療費の助成を受けるための受給者証を、申請により交付します。病気やけがで医療機関を受診するときに受給者証を提示すると、保険診療の自己負担額が無料となります。

〈対象〉 下記のいずれかの障害をお持ちの方

身体障害者手帳1級又は2級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A判定、知能指数35以下、障害年金1級相当

※一部の方を除き、入院時の食事代は自己負担となります。

※認定を受けるためには、所得制限があります。

問い合わせ 国民健康保険課 電話 027-257-0680 (FAX 027-243-9243)

自立支援医療費(育成医療)の支給(18歳未満)

身体に障害のあるお子さん又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患があるお子さんを対象とします。入院等の前に申請してください。医療費の自己負担が原則1割になります(所得に応じて自己負担上限額が決まります)。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病で医療を受けているお子さん(新規申請は18歳未満、更新が認められれば20歳到達まで)が小児慢性特定疾病指定医療機関で保険診療を受けた場合、自己負担分の一部が助成されます。(市の審査で認定となった方が対象)

問い合わせ 前橋市保健所内 保健予防課 電話 027-220-5785

見舞金関係

難病患者見舞金

難病の患者に対する医療費に関する法律による特定医療費または児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた方に見舞金を支給します。

〈支給額〉36,000円(患者1人につき1回限り)

問い合わせ 前橋市保健所内 保健予防課 電話 027-220-5785

人工肛門・人工膀胱受術者等見舞金

人工肛門・人工膀胱造設手術を受けた方に支給します。
(支給額)36,000円(1人につき1回限り)

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

手当・共済制度

特別児童扶養手当、在宅重度障害児手当、障害児福祉手当、心身障害者扶養共済制度

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

福祉機器関係

補装具購入費・修理費の支給

日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病児童等も対象)

重度心身障害児・者等おむつサービス

重度身体障害者(児)住宅改造費補助

難聴児補聴器購入費等の補助

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

外出を支援するための制度

思いやり駐車場利用証等があります。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

交通運賃等の割引

JR運賃割引・上毛電鉄運賃割引・バス運賃割引・航空運賃割引・タクシー運賃割引・有料道路割引等があります。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)

福祉車両関係

福祉車両貸出事業

車いす用リフト・スロープ付き車両の貸し出しがあります。

問い合わせ 社会福祉協議会ボランティアセンター 電話 027-232-3848
日吉町二丁目17-10 前橋市総合福祉会館3階

税金・公共料金等の軽減

保育料の軽減

就学前の兄弟が児童発達支援等を利用している場合や、在宅障害児(者)のいる場合、保育料の軽減が受けられる場合があります。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども施設課 電話 027-220-5705

所得税・市県民税の控除

問い合わせ 所得税…前橋税務署 電話 027-224-4371
市県民税…市民税課 電話 027-898-6203

自動車税・軽自動車税(種別割)の減免

障害者で一定の要件を満たす場合、減免が受けられる場合があります。

自動車税に関する問い合わせ 群馬県自動車税事務所 電話 027-263-4343 (FAX 027-261-5931)

軽自動車税に関する問い合わせ 市民税課 電話 027-898-5842 (FAX 027-224-1321)

NHK放送受信料の減免

問い合わせ NHK前橋放送局カスタマーG 電話 027-251-1714 (FAX 027-253-7585)
前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5711 (FAX 027-223-8856)



相談支援事業(委託事業)

障害福祉サービスの利用をはじめとする各種相談に応じます。相談は無料です。

委託相談支援事業所	所在地	電話番号/FAX番号	基本担当地区
前橋市障害者生活支援センター 赤城野荘障害者相談支援事業所	前橋市日吉町二丁目17-10 総合福祉会館1階	TEL 027-236-0001 FAX 027-236-0020	本庁管内(南部地区除く)・ 桂萱(東部除く)
地域活動支援センターピアーズ	前橋市日輪寺町176-1	TEL 027-230-8017 FAX 027-230-8018	芳賀・南橘
相談支援事業所ドアーズ	前橋市下大島町596-1	TEL 027-266-8826 FAX 027-266-1615	本庁管内(南部地区)※・ 永明
あいので相談支援事業所	前橋市上佐鳥町560-3	TEL 027-289-4433 FAX 027-287-4657	上川淵・下川淵
青空相談支援事業所	前橋市上増田町57-1	TEL 027-266-2500 FAX 027-266-2511	城南・粕川
障がい福祉相談支援事業所 ぽっか	前橋市新前橋町16-36 新前橋ビル 101号室	TEL 027-226-5272 FAX 027-226-5292	東・元総社・総社・清里
あかぎ相談支援事業所	前橋市富士見町小沢117-7	TEL 027-289-5327 FAX 027-289-3450	宮城・富士見
相談支援事業所ゆりのき	前橋市江木町1241	TEL 027-269-2531 FAX 027-269-2532	桂萱(東部)※・大胡

※本庁管内(南部地区)⇒天川原町、六供町、天川町、文京町、南町 ※桂萱(東部)⇒上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町、堀之下町、堤町、江木町

日常生活の支援

障害福祉サービス・地域生活支援事業(一部)

障害に起因する、日常生活上継続的に必要となる介護中心の支援を、居宅や施設にて提供します。原則サービス費用の1割が利用者負担です。

【居宅介護(ホームヘルプ)】

自宅において入浴、排泄、食事の介護などを提供します。

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間施設に入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。

【移動支援事業】

屋外での単独外出が困難な方の社会参加や、余暇活動のための外出時の移動等を提供します。

【日帰りショートステイ】

自宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【登録介護者・サービスステーション事業】

障害児(者)を介護している保護者が病気・看護・冠婚葬祭などで介護できないとき、登録した介護者又は24時間対応型サービスステーションに委託できます。(有料)

【医療的ケア支援事業】

医療的ケアを必要とする障害児(者)に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において主治医の指示に基づいて訪問看護師が医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿等)を行います。1割の定率負担があります。

【要医療重症心身障害児(者)訪問看護支援事業】

在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)に対して、介護者の負担を軽減するため、看護師等が訪問看護終了後に一時的な介護や日常生活上の世話等を提供します。

問い合わせ 前橋市保健所内 障害福祉課 電話 027-220-5712 (FAX 027-223-8856)